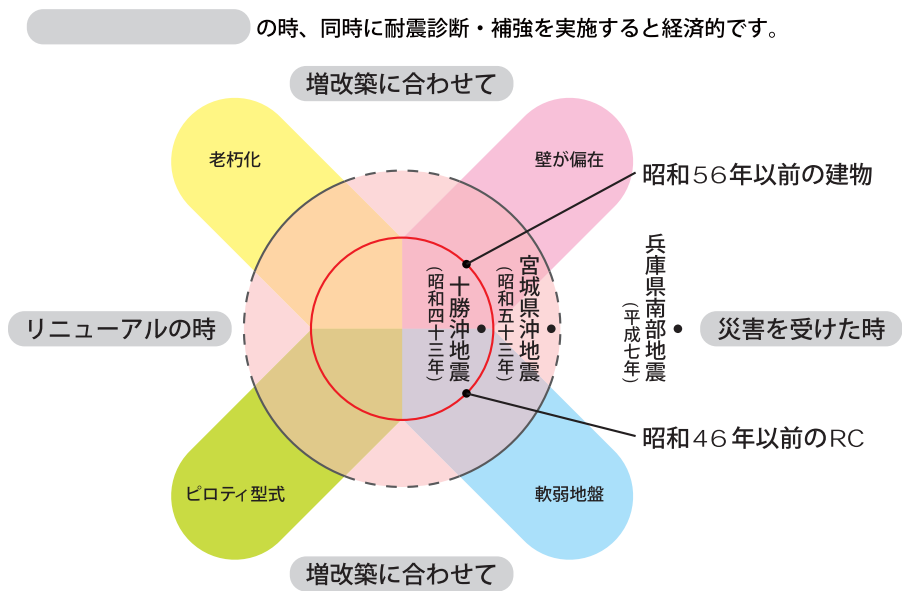


## 耐震診断・補強の望ましい建物

- ・老朽化していませんか。
- ・昭和 56 年以前の設計ではありませんか。
- ・ピロティ型式ではありませんか。
- ・コンクリート壁が偏在していませんか。
- ・軟弱地盤に建っていませんか。



このような建物には耐震診断・補強をおすすめします。



### ■ 建物の経過年数による性能・機能の変化

(参考)

#### 耐震改修促進法 (1995年兵庫県南部沖地震後に制定)

- 1) 1981年以前に設計された建築物で、多数の者が利用する、3階以上かつ床面積の合計が1000㎡以上の建築物の所有者は、耐震診断を行い、耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2) 所管行政庁は、1981年以前に設計された建築物で、不特定多数の者が利用する、3階以上かつ床面積の合計が2000㎡以上の建築物の所有者に、耐震診断を行い、耐震改修を行うよう指示することができる。



#### 改正耐震改修促進法 (2006年1月26日施行)

- 1) 特定建築物の(用途に応じた)規模の引き下げ
 

例 幼稚園・保育所	2階・500㎡以上
小・中学校等	2階・1000㎡以上
多数利用(現行)	3階・1000㎡以上

 道路閉塞させる住宅・建築物
- 2) 特定建築物の(用途に応じた)規模の引き下げ
 

例 幼稚園・保育所	2階・750㎡以上
小・中学校等	2階・1500㎡以上
不特定多数利用(現行)	3階・2000㎡以上